

令和4年度災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル改訂検討会（第1回） 議事概要

| No. | 委員 | 意見内容 |
|----------------|------|---|
| (1) モデル事業の結果報告 | | |
| 1 | 関委員 | データベースのマッピングについては、県内部では了解が得られており、現在、データ提供元の了解を得ている。了解が得られたら進めていく。 課税台帳の目的外利用について、大防法では資料の提出の要求等が規定されているが、使用用途に災害時とは記載されていない。大防法を用いて課税台帳の情報の提供が可能であれば、施行通知やマニュアルで明記されるとよい。 |
| 2 | 村岡委員 | 熊本県では、大防法及び県の情報公開条例を元に、課税台帳情報を熊本県の市から情報提供してもらっている。ただし、提供される情報は個人情報保護のために建築物所有者の個人名が削除されている。 |
| 3 | 村岡委員 | 熊本地震の際に建築確認台帳及びアスベスト調査台帳の情報をもとに調査を行ったが、必要な情報の漏れ・抜けが多かった。 災害時のための備えとしては課税台帳の利用が効果的である。 |
| 4 | 寺園座長 | アスベスト調査台帳は各自治体で要件を設定して整理をしており、レベル1建材の使用のみを把握している場合が多い。レベル1建材の使用状況の把握は重要だが、レベル2建材の使用状況まで整理されていないと災害時には対応できない。そのため、アスベスト調査台帳の有無ではなく、記載内容で差別化したほうがよい。マニュアル内でどの程度まで記載できるか検討する必要がある。 |
| 5 | 寺園座長 | 過年度までのモデル事業の結果からも、理想と現実のギャップが大きいと感じている。平常時の対応（把握等）が災害時に活用される旨をアスベストに詳しくない一般の方にも理解してもらうことが重要である。 |

| No. | 委員 | 意見内容 |
|----------------------|------|--|
| (2) 災害時マニュアルの改訂方針の検討 | | |
| 6 | 村岡委員 | 露出状況調査と応急対応時の対象建材について、現在、露出状況調査の対象建材をレベル1, 2建材としている理由は、建築物一つ一つを把握し、解体時に注意すべき建築物を調査できる点にある。しかし、応急対応時にレベル2建材も対象とするのは自治体のマンパワー的に難しい。応急対応はレベル1建材を対象とし、レベル2建材については煙突等が壊れている場合は対象とする、程度の表現がよい。 注意解体の協議については、ケイカル板1種や仕上げ塗材も協議対象とすると、木造建築を含めたほぼすべての建築物が対象となってしまう、現場が回らない。原則、届出対象を調査対象とすべきである。 |
| 7 | 寺園座長 | これまで通り、平常時、露出状況調査時、応急対応時の対象建材が統一されているほうがわかりやすいが、現実的には難しいため、優先度を考慮し検討する必要がある。 |
| 8 | 高崎委員 | 対象建材のレベルを合わせるとわかりやすいが、飛散性の観点からレベル1, 2建材は対象とすべきである。レベル2建材を「望ましい」とすると対応されない可能性があるため、「レベル1建材を優先的に対応し、ゆくゆくはレベル2建材にも対応する。」といった表現とするとよいのではないか。 |
| 9 | 稲村委員 | 復旧・復興は時間との戦いであり、解体業者としては立入検査ができない中で可能な限り平常時と同様の対応を行い、周辺住民や作業者のばく露防止を考慮しながら解体を行うため、自治体や建築物所有者から石綿の使用状況情報が速やかに提供されるとありがたい。また、災害時は公費解体で発注されることもあるため、廃棄物部局との連携、費用負担についての周知もお願いしたい。注意解体時のレベル3建材の把握は難しいが、団体内部でも意見を確認する。 |
| 10 | 外山委員 | 熊本地震、西日本豪雨時の調査経験から、レベル1でも鉄骨耐火被覆ではないものは把握されていないことがある。煙突断熱材も把握されていないものがある。そのため、平常時の把握には工夫が必要である。豪雨の際には、レベル3建材の岩石綿吸音板が吸水して落ちていた事例もあった。これらの事例を整理して、次回検討会で示したい。平常時と関連して、大防法や石綿則が強化され、これらを守るには石綿使用情報について事前に把握していないと維持管理や修繕ができない。そのため平常時の把握について、普及啓発の必要性が高い。 |
| 11 | 本山委員 | 災害時にレベル2建材も見つかったが、レベル1建材が把握されていない建物があった。自治体等で管理しないといけなところでも見落としがある。レベル2建材の断熱材も把握されていない例があった。レベル3建材も熊本地震の際はひたすら成形板を処理しており、本当に調査されたのかもわからなかった。平常時の把握にはレベル3も加えられるべきと提案したい。 |
| 12 | 伊勢委員 | 災害により発生した廃棄物は一般廃棄物の扱いとなる。過去の台風災害の際には環境省から特例が出て、産業廃棄物処理施設で処理可能となった。ただし、レベル3建材は一般廃棄物最終処分場に入れるとのことだったが、地元の協定で入れられないということで全国に問い合わせた。その間、廃棄物が何か月も置きっぱなしだった。災害廃棄物の処理フローについて、スムーズに流れるように整理してほしい。第9章では廃石綿等については仮置場に置かないと記載されているが、実際には災害廃棄物で少量の廃石綿等も出てくる。そのため仮置場にも保管施設を作るべきである。また、各自治体に産業廃棄物と一般廃棄物を一緒に処理できる場所がどの程度あるのかを把握し、数が少ない場合はどこで災害が起ころかシミュレーションして業の許可をしていくことが必要である。 |
| 13 | 寺園座長 | p. 3主な改訂点①②③④について、②法改正に対応した改訂、③関連ガイドラインの改訂の反映はマストで行わなければならない点である。①平常時の石綿使用建築物等の把握については、意見の違いはあるが基本的にはレベル2建材も対象として記載すべきである。レベル3建材については、必要との意見と望ましいとの意見が出たが、平常時の解体・改修を含めて対応しなければならないため、データベースには情報を入れることで、平常時と災害時の連携を後押しできるとよい。 露出状況調査をする際に、前回の改訂の時と比べて建築物石綿含有建材調査者の資格保有者が増えているので、それらの有効活用方法も検討すべきである。また、レベル3建材についても破碎は避ける等の石綿飛散防止対策を記載できるとよい。 |
| 14 | 関委員 | 建築部局や廃棄物部局と環境部局の連携、役割分担について、国で検討してほしい。 |

| No. | 委員 | 意見内容 |
|----------------------|------|--|
| (3) 地方公共団体ヒアリング内容の確認 | | |
| 15 | 事務局 | 今日の委員の意見をもとに、平常時、露出状況調査時、応急対応時において、どの建材レベルまで対応できると考えられるか、設問に追加したい。 |
| 16 | 村岡委員 | 最近水害が頻発しているため、水害特有のアスベスト対応があったか確認してほしい。第10章は津波等による混合廃棄物の処理についての記載だが、必要に応じて水害に特徴的な記載を追加してもよいと思う。 |
| 17 | 寺園座長 | 災害には多くの種類・規模感の大小がある。小規模な災害では平常時の対応でよいが、大規模になると現実とのギャップが出てくることはやむを得ない。災害が増えているので参考となるようにヒアリングを行ってほしい。 |
| 18 | 村岡委員 | 平常時はレベル2、3建材含めて把握すべきということだが、自治体での所管課の現状では難しい。建物所有者にアンケートしても回答の優位性が低く、情報の抜けも多い。資格を持った人がしらみつぶしに調査していくしかない。自治体としてはそこまでやるなら踏み込んだ法改正なりの対応が必要と考える。 |
| 19 | 寺園座長 | 可能であれば応急危険度判定をされる方々を将来的に連携する場合どういうことができるのか、ヒアリングしてほしい。また、アスベスト調査台帳の在り方についても意見交換してほしい。 |